

# 岐阜県新規経営体育成資金運営要綱

平成29年3月27日農経第1599号

最終改正 令和4年6月1日農経第400号

## 第1 目的

この要綱は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）又は公庫の受託金融機関（以下「融資機関」という。）から経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金を言う。以下同じ。）の融資を受け、県内で新たに農業を開始する者（以下「借受者」という。）に対し新規就農時に必要な準備資金を融通し、県内における新規就農を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成により地域産業の発展を図るため、当該資金の貸付けを行う融資機関に対し、県が予算の範囲内において利子補給することとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2 貸付条件

県が利子補給を行う本資金の貸付条件は、経営体育成強化資金の借受者のうち、以下のとおりとする。

### 1 資金使途

農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）に定める経営改善資金計画（以下単に「経営改善資金計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の（1）から（9）までのいずれかの資金

- （1）農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良又は造成に必要な資金
- （2）農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するための防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金
- （3）農業者が、農地等について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対応する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- （4）農機具、運搬用機具について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- （5）果樹の新植、改植又は育成に必要な資金
- （6）オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成に必要な資金
- （7）家畜の購入又は育成に必要な資金
- （8）農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善を図る

ために必要な施設（農機具及び運搬用機具を含む。）の改良、造成又は取得に必要な資金

- (9) 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うもの（いずれも平成30年3月31日までに策定された経営改善資金計画に基づくものに限る。以下「事業再生支援資金」という。）並びに1の（2）に掲げるものに限る。）

## 2 対象者

対象者は、各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）
- (2) 原則として5年以内に、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条に規定する果樹園経営計画を含む。）の認定を受けたもの。）となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないもの（以下「農業参入法人」という。）

## 3 貸付限度額

3,750万円

## 4 償還期限等

- (1) 償還期限及び据置期間

償還期限 25年以内（うち据置期間 3年（果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては10年、認定新規就農者が認定就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては5年）以内）

- (2) 償還方法

元本均等償還とする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- (3) 償還回数

年1回、2回、4回、6回、12回のいずれかとする。

- (4) 利払期

償還日と同一とする。

## 5 貸付利率

本資金の貸付利率は、別途定める農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領（平成15年10月21日付け水田第951号。以下「利率取扱要領」という。）によることとする。

## 6 融資機関

資金の貸付事業を行う農業協同組合

## 7 保証及び担保

融資機関の定めによる。

保証は岐阜県農業信用基金協会の債務保証を原則とし、農業信用基金協会の定める債務保証要綱によるものとする。

### 第3 借入申込及び利子補給承認申請

借入申込及び利子補給承認申請については、次のとおりとする。

#### 1 借入申込

- (1) 本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、別表1に定める書類を融資機関に提出する。
- (2) 借入申込金額は万円単位とし、償還額は千円単位とする。なお、償還額については、償還回数で均等割りをを行い、千円未満の端数が生じた場合は第1回目に算入することとする。

#### 2 融資機関

- (1) 借入申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、貸付けを行おうとするものについては、新規経営体育成資金利子補給承認申請書（以下「利子補給承認申請書」という。）（別記第2号様式）及び新規経営体育成資金融資に関する意見書（別記第3号様式）に、1により提出された書類一式の副本を添えて農林事務所を經由して知事に提出するものとする。

なお、利子補給承認申請書別紙の「利子補給率」欄は、利率取扱要領によることとする。

- (2) 債務保証委託申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、1により提出された書類一式の副本を添えて岐阜県農業信用基金協会に送付するものとする。

#### 3 岐阜県農業信用基金協会

農業信用基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき、審査の上、保証を承諾することを決定したときは、その融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、借入申込者にその旨を通知する。

また、農業信用基金協会は、借入申込者が保証の承諾を受けた資金を借り入れようとする時に提出する債務保証委託証書を受領したときは、直ちに債務保証書を融資機関に交付する。

#### 4 利子補給承認申請書提出期限等

利子補給承認申請書提出期限及び利子補給承諾の時期等は次のとおりとする。

農業経営課への提出期限	利子補給承諾日	貸付実行期限
随時	随時	承諾期日から2ヶ月以内

### 第4 利子補給の承諾等

- 1 知事は、第3の規定による新規経営体育成資金利子補給承認申請書の提出があった場合は、第2に定める基準により利子補給の対象事業として適当であるかどうかを審査し、適当であると認めたものについて、融資機関に新規経営体育成資金利子補給承諾書（以下「利子補給承諾書」という。）（別記第4号様式）を交付する。
- 2 融資機関は、利子補給承諾書の交付を受けた日から原則として2月以内に、その借入申込者が本資金を必要とする時期を確認の上、当該借入希望者に対し当該資金を貸し付けるものとする。
- 3 融資機関は、利子補給承諾時の利率を変更して貸し付ける場合及び貸付金額、償還日、又は償還金額等に変更があった場合には、新規経営体育成資金利子補給承諾変更

等申請書（以下「変更申請書」という。）（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

ただし、貸付利率が、利子補給承認日と貸付実行日の2点において単なる金利改定に伴って引き下げられた場合であり、融資対象事業には変更がない場合で、第5の2の規定による貸付実行報告書の提出により知事その内容について十分了知できるものである場合については、変更申請書の提出を省略することができる。

- 4 知事は、変更申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認められたものについて新規経営体育成資金利子補給承諾変更等承認書（以下「変更承認書」という。）（別記第6号様式）を融資機関に交付する。

## 第5 貸付実行

- 1 融資機関は、利子補給承諾書の交付を受けたときは、その交付の日から原則として2月以内に貸付実行すること。ただし、事業完了の延滞等借受者の事情により資金を必要としないと認めるときは、貸付実行を資金が必要な時期まで延期することができる。

なお、貸付実行に当たっては、借受者の手元に資金が滞留することのないように、借受者が実際に資金を必要とする時期を請求書等により再確認したうえで貸し付けるものとする。

- 2 融資機関は、貸付実行後速やかに、新規経営体育成資金貸付実行報告書（別記第7号様式）を知事に提出する。

なお、同報告書別紙の「貸付年月日」の欄の日付は実際に利息の発生する日を記入し、借用証書の日付は原則として貸付実行日と一致するものとする。

- 3 融資機関は、貸付実行を中止したときには、変更申請書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、3の変更申請書の提出があったときはその内容について審査し、適当と認められたものについて変更承認書（別記第6号様式）を融資機関に交付する。

## 第6 資金管理

- 1 融資機関は、貸付金について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 別段預貯金口座等による管理

(1) 事業に係る経理は、すべて無利息で運用する別段預貯金口座又は本資金専用の預貯金口座（以下「専用口座」という。）を通して行う。

(2) 自己資金は、遅くとも貸付実行日までに別段預貯金口座又は専用口座を開設のうえ入金するものとする。ただし、部分払いを行うものについては、事業完了時までに入金するものとする。

- 3 完了届

融資機関は事業の進捗状況を常に把握し、事業の完了後遅滞なく借受者から新規経営体育成資金事業完了届（別記第8号様式）に見積書、納品書、請求書、契約書等関係書類を添えて提出させてその旨を確認し、必要と認めるときは現地調査により資金使途の確認をするものとする。

#### 4 資金の支払い

- (1) 資金の支払（部分払いを含む。）は、口座振込により貸付実行日以降速やかに行うこと。
- (2) 資金の別段預貯金口座又は専用口座からの払出は、事業の実施状況等を確認のうえ請求書に基づき行うこと。
- (3) 資金の払出の経過を記録するとともに、見積書、納品書、請求書、領収書、契約書等の証拠書類の写しを整理保管しておくこと。

#### 5 資金使途

- (1) 資金使途が融資制度の趣旨から逸脱し、違法、不法又は不適正と認められる場合には、利子補給金の打切り、遡及返還の措置を講ずることがあるので十分審査のうえ払出すこと。

なお、違法、不法又は不適正なものに誤って払出した資金は、速やかにもとの別段預貯金口座又は専用口座に戻入れ適正に使用すること。

- (2) 使途が次の事項に該当する場合には、新規経営体育成資金として取扱わないものとする。

- ア 農協の出資金、賦課金等に流用したもの
- イ 事業の実施に直接関係ないものの購入又は経費に充当したもの
- ウ 各種積立金その他の経費に流用したもの
- エ 農協の貸付金の償還に流用したもの
- オ 生活資金に充当したもの
- カ 定期貯金、普通預金等各種の預貯金に振替えたもの
- キ 貸付利率が規定した利率を超えているもの
- ク 現金払出によるもので、使途が適正であることを確認できないもの

#### 6 一部繰上償還の取扱い

- (1) 据置期間内に繰上償還があった場合

貸付金から繰上償還額を差し引き、償還回数で千円単位まで割り戻し約定償還額を変更する。（端数は第1回に算入する。）

- (2) 据置期間終了後に繰上償還があった場合

約定償還額に見合う償還があった場合は、最終約定償還額から充当して期限を短縮する。

約定償還額に満たない償還があった場合は、その直後の約定償還額をその分減額する。

#### 7 債務承継に係る借受者の変更

- (1) 融資機関は、第4の1に規定による利子補給の承諾を受けた本資金に係る借受者が債務の承継をしようとするとき（債務の承継をするに至ったときを含む）は、変更申請書（別記第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 知事は、(1)の変更申請書の提出があった場合において、その債務の承継が次に掲げる要件を満たすと認められるときは、変更承認書（別記第6号様式）を融資機関に交付する。

ア 当該債務の承継について、十分な必然性及び因果関係があると認められる場合（相続、法人化、保証人の債務の引き受け等）。

イ 当該債務の承継を引き受けるものが農業を営む者であること。

ウ 当該債務にかかる融資対象施設等の使用目的に変更がなく、引き続き農業経営改善のために使用されることが確実であること。

## 8 報告書の提出

### (1) 延滞状況報告書

融資機関は、毎年6月30日並びに12月31日における延滞状況について、それぞれ1月後までに新規経営体育成資金延滞状況報告書（別記第9号様式）により知事へ報告すること。

### (2) 繰上償還報告書

融資機関は、借受者から繰上償還を受けたものについては、速やかに新規経営体育成資金繰上償還報告書（別記第10号様式）により知事へ報告すること。

## 第7 利子補給

知事は、融資機関が本資金を貸付けたときは、当該融資機関に対し、この要綱の定めるところにより貸付当初12年間に限り予算の範囲内で利子補給を行うものとし、その利子補給率については、利率取扱要領によることとする。

## 第8 利子補給の額

- 1 第7の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までに到来した償還日に対応する各利子計算期間において算出した融資平均残高（各期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。
- 2 1に規定する利子補給金の計算に当たって利子補給率に年率を用いる場合、融資平均残高は計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（積数/365）とする。

## 第9 利子補給金の交付申請

融資機関は、毎年度2月15日までに、新規経営体育成資金利子補給金交付申請書（別記第11号様式）に、新規経営体育成資金利子補給金請求明細書（別記第12号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

## 第10 利子補給金の交付決定

知事は、第9の規定による申請書の提出があつた場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、当該申請に係る利子補給金を交付すべきと認めるときは、新規経営体育成資金利子補給金交付決定通知書（別記第13号様式）に新規経営体育成資金利子補給金明細書（別記第14号様式）を添付して、融資機関に交付するものとする。

## 第11 実績報告

融資機関は、第10の通知を受けたときは、遅滞なく、新規経営体育成資金利子補給金実績報告書（別記第15号様式）に新規経営体育成資金利子補給金実績明細書（別記第16号様式）を添付して、速やかに知事に提出するものとする。

## 第 12 利子補給金の確定

知事は、第 11 の実績報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類の審査等を行い、当該報告が適当と認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、融資機関に新規経営体育成資金利子補給金交付額確定通知（別記第 17 号様式）を交付するものとする。

## 第 13 利子補給金の請求

融資機関は、第 12 の交付額確定通知を受けたときは、遅滞なく、新規経営体育成資金利子補給金交付請求書（別記第 18 号様式）を知事に提出しなければならない。

## 第 14 利子補給金の支払

知事は、前条の交付請求書の提出があったときは、これを受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

## 第 15 利子補給金の打ち切り等

- 1 知事は、利子補給に係る本資金を借り受けた者がその借入金を目的以外に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることがある。
- 2 知事は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの要綱、又は利子補給承諾書の内容に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

## 第 16 報告の徴収

融資機関は、知事が当該融資機関の行った利子補給に係る本資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

## 第 17 書類の経由

この要綱による書類の提出は、農林事務所を経由してすることができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 関係) 提出書類

- 岐阜県新規経営体育成資金借入申込書(別記第 1 号様式)
- 岐阜県農業信用基金協会あて債務保証委託申込書 (岐阜県新規経営体育成資金借入申込書を添付したもの)
- 見積書
- 事業施行場所地図又は略図
- 個人の場合は、青年等就農計画認定書及び青年等就農計画の写し
- 法人の場合は、定款、規約及び登記事項証明書、最近 1 か年の決算書 (付属明細書を含む)、最近年度の業務報告書又はこれに準ずるもの
- 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類 (飼養衛生管理基準 (家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。) に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼育する事業を営む者である場合)